日本GT株式会社
グリーン調達ガイドライン
（Ver7）

作成:2006年4月28日
改正:2011年4月　1日
日本GT株式会社

目　次

1. はじめに

日本GTは、地球環境に及ぼす影響に配慮した永続的に発展する企業を目指すために、
資材の購買活動に対する指針としてグリーン調達ガイドラインを作成しました。

今般、企業の社会的責任として、環境保全に対する経営姿勢への関心が益々高まっています。

1. 地球温暖化対策としての温暖化ガスの削減
2. 資源枯渇を抑制するための省資源活動
3. 循環社会形成活動、
4. 酸性雨等の自然環境破壊抑制
5. 有害物質の人体への影響物質の使用抑制
6. グローバル社会における各国法規制の対応

これら環境影響を配慮し、お取引先、顧客とのグリーン調達のサプライヤーチェーンを築き上げることにより、継続的な発展を目指してまいりますので、お取引先のご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

日本GT株式会社
ISO14001管理責任者

2. 日本GTの環境方針

私たちは、当社グループの社是
『一人在るときは自分のことを考え　二人以上在るときは相手のことを考える』
を具現化し、人と地球が健全に存続できる社会の実現に貢献します。

日本GT株式会社は、バイメタル式サーモスタット、**サーミスタ**の商品開発・金型製作・部品加工・組立完成・販売までの、一環生産方式の事業活動にあたり、全ての段階に於いて、下記の事項に取り組み、環境保全と経済発展の調和を目指す環境経営を推進します。

① 環境方針を実のあるものにするために環境目的、環境目標を設定し、
定期的に見直しをするとともに、更なる向上に努めます。
② 環境関連の法規制及び環境基本条例等を順守し、環境保全に努めます。
③ 企業活動が環境に与える影響の低減に向け、継続的に改善を図り、
汚染の予防に努めます。
④ 省エネルギー・資源の有効利用・環境負荷・化学物質の削減などに配慮し、
製品の開発・ものづくりに取りくみます。
⑤ 環境教育・啓蒙活動により、全従業者の環境配慮意識の向上を図るとともに
お客様や地域社会との良好なｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝをめざします。

※この環境方針は、弊社ホームページ http://www.ngt.co.jp/に公開しております。

3. 日本GTのグリーン調達ガイドラインについて

（1）目的

このグリーン調達ガイドラインは、日本GTが社会と共生する企業として、永続的に存在し発展できる企業を目指すにあたり、環境に配慮した商品を、環境に前向きに取り組んでおられるお取引先から調達することにより、全ての事業活動の環境負荷の低減を図ります。
これにより、地球全体の環境負荷の低減に努めるものです。

（2）適用範囲

日本GTが製造・販売する商品（サーモスタット及びサーミスタ）に使用する部品、材料（以下購入品とする。）及び製造工程で使用される購入品に適用します。

4. お取引先様に求めるグリーン調達の要件

(1)日本GT要求事項

①取引先基準を満たしていること

購入品の、製造元での環境保全への取り組みを、**取引先環境保全評価基準［A］**をもとに調査し判定します。

［判断基準］ **取引先環境保全活動基準［A］**の評価点が**１５点**以上あり、必須項目を満たしていること。

- ＊ お取引先にて「**取引先環境保全活動基準[A]**」を作成していただきます。
- ＊ お取引先が商社の場合は、製造元へ記入の依頼をお願いします。

②購入品基準を満たしていること

購入品の有害物質含有、環境負荷、環境配慮設計の状態を、提出していただく書類に基づき調査し判定します。

購入品の内、弊社部品図の指示に基づき加工を依頼しているものについては、製造工程上で購入品に含有する可能性がある物品（物質）ついても、調査を御願いいたします。

［判定基準］ 購入品において下記の提出書類を受領し必須項目が適合していること。

［提出書類］

- ＊ **製品アセスメント[B]**
- ＊ **有害物質含有情報開示[C]**
  あるいは、物質情報伝達様式として採用されている下記様式でも可とする。
  JAMP AIS、MSDSplus、JIG
- ＊ **納入仕様書（場合によりカタログも可とする）**
- ＊ **MSDS（製品安全データシート）**
  ※MSDSの開示が法的義務がある場合は、必須とする。
- ＊ **RoHS指令に関する非含有保証書もしくは分析データ**

③情報の開示

次の情報について、当社からの問合せ時に速やかに開示できること。

- ＊ 使用部材に関する情報(構成材料の種類、含有物質の質量、含有濃度、納入仕様等)
- ＊ 使用方法に関する情報、後処理及び廃棄処分に関する情報
- ＊ 新規採用、製造途中の段階を問わず、過去実績のある材料を変更する場合の変更に伴う品質・環境性能及び機能上のリスク←「変更申請書」フォームの活用

(2)評価手順

①取引先にグリーン調達ガイドラインを配布

日本GT購買部門より、お取引先にグリーン調達ガイドライン(最新版)を配布する。

②取引先にて必要提出資料の作成

貴社にてグリーン調達基準に添付の指定様式にてご回答ください。又、納入仕様書、MSDS、RoHS指令に関する非含有保証書もしくは分析データの様式は問いません。

回答文書の送付は郵送、又はFAX、E-mailにてお願い致します。
回答は日本GT購買部門へ返信お願いします。

③提出書類の確認、資料・データの整理

提出書類の内容確認を行い、文書の保管を行います。
提出して頂きました情報(個人情報も含む)は、弊社のグリーン調達活動以外には、一切利用いたしません。

④取引先基準、商品基準に満たない場合は再調査を実施

基準に満たしているお取引先、及び商品について率先して購入してまいります。
基準を満たしていないお取引先、商品については、原則購入することを際控えます。
取引先環境保全活動基準［A］の評価点が基準を満たさない場合、年度毎に調査を依頼いたします。お取引先には、計画を作成し改善をお願い致します。
改善後、再度調査させて頂くことにより、判定基準を満たすものに改善願います。

(3)グリーン調達に係る化学物質

グリーン調達に係る化学物質として、各国の法規制、産業界指針、日本GT独自の指針を基準に以下の5つの基準を設定しています。

①含有禁止物質(別表1)

国内外の法令で含有製品の販売・製品への使用に関し、禁止または報告義務を受ける化学物質群のリスト。

②使用制限物質(別表2)

＊欧州の電気電子工業会、グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）が選定した化学物資群リスト、並びにJAMP管理対象物質リストで選定された物質。
＊貴重な物質、環境、健康、安全衛生の観点から影響を与えるおそれがある物質、廃棄時に有害性がある化学物質群を示し、制限もしくは管理すべき物質。

③オゾン層破壊物質(別表3) ※含有禁止物質に含む

１９８５年 オゾン層を保護する目的で定めた「モントリオール議定書」で全廃物質として規程されている物質。

(4)評価する頻度

取引先基準[A]については、定期:３年周期で評価を実施します。
購入品基準については不定期に行いますが、過去実績のある材料、工程を変更した場合は実施します。
変更については、[様式5] 変更申請書に内容を明記し事前に提出願います。
提出された変更申請内容に基づき、必要資料、サンプルを弊社より要求いたしますので、速やかに対応願います。
弊社が承認した場合は、初ロットであることが判る様、表示をお願いします。
新規購入先 ・新規購入部品が発生した際は、実施いたします。

5. 用語の定義

用　語	意　味
グリーン調達	環境保全に積極的に努めているお取引先様から購入すること、環境基準に適合した商品を購入すること及び、環境に配慮した製品を優先的に購入することをいう。
含有禁止物質	国内外の法令で含有製品の販売・製品への使用に関し、禁止または報告義務を受ける化学物質群。関係する法規制には以下がある。 ・　化審法での第一種特定化学物質 ・　労働安全衛生法55条 ・　オゾン層保護法（特定物質HCFCを除く） ・　RoHS指令（電気、電子機器に関する規制） ・　ELV指令（廃自動車に関する規制） ・　包装及び包装材廃棄物指令
含有	部品・材料・製品中に成分・内容物として化学物質が含まれていることを言い、意図的添加に加え、自然に含まれる化学物質（不純物）や生産過程で残る場合（不純物・残留物）も含む。
揮発性有機化合物	厚生労働省ガイドラインにて規制が求められている揮発性有機化合物
オゾン層破壊物質	モントリオール議定書で全廃が義務付けられている物質。
使用制限物質	含有を規制する物質ではないが、使用実態を調査しリサイクル、適正処置を必要とする物質であり、使用の有無及び含有量を把握する為調査を行う。
高懸念物質(SVHC)	欧州　REACH規制による、人体、環境に影響を及ぼすリスクが高い物質で、川下への届出義務を生じる。（年間1トン以上／　０．1Wt%以上）
グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）	日本電子電気工業会傘下で、グリーン調達の化学物質及び素材調査の共通化を推進することを目的にした協議会。 http://210.254.215.73/jeita_eps/green/009.html
製品アセスメント	製品の製造・流通段階から使用、廃棄に至るまで、環境への影響を低減できるように開発・設計・購入の段階でアセスメント（評価）を行うことをいう。
お取引先様	本ガイドラインで規程するお取引先とは、納入商品を加工及び製造しているメーカーをいう。貴社が商社の場合は、商品の製造先をも含む。

6. 制定と改廃

　本ガイドラインに関する事項は、各部門の有識者からなる部会で審議し、環境管理責任者が決裁する。メーカー殿の情報も審議の資料とする。

　本ガイドラインは最新の社会動向、法改正をもとに　１回／年見直しを行うことを前提とするが、臨時の見直しも行う。

7. 別表1　含有禁止物質

各国の法規制で含有製品の禁止が求められているリスト。
[グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）　調査対象物質リストーA]

No.	分　類	化学物質名／群　※1		主な法令	主な用途	日本GT基準　※3
1	金属 及び 金属化合物	カドミウム 及びその化合物 Cadmium and its Compounds	包装材以外	EU指令76/769/EEC、EURoHS、 中国MII法、韓国RoHS、 日本J-MOSS、米国SB-20/50	プラスティック（ゴム･フイルムを含む）に用いられる安定剤、顔料、染料、インキ、メッキ、蛍光体、表面処理、コーティング	意図的添加又は 閾値 75ppm以下
			包装材	EU包装･包装廃棄物指令、 米国包装材重金属規制		意図的添加又は 閾値 100ppm以下
2		六価クロム化合物 Hexavalent Chromium	包装材以外	EURoHS、 中国MII法、韓国RoHS、 日本J-MOSS、米国SB-20/50	表面処理、インキ、顔料、塗料 除外：蛍光灯、電池材料	意図的添加又は 閾値 1000ppm以下
			包装材	EU包装･包装廃棄物指令、 米国包装材重金属規制		意図的添加又は 閾値 100ppm以下
3		鉛及びその化合物 Lead and Lead Compounds	包装材以外	EURoHS、 中国MII法、韓国RoHS、 日本J-MOSS、米国SB-20/50	部品の外部電力、リード端子等のはんだ処理	意図的添加又は 閾値 1000ppm以下
			包装材	EU包装･包装廃棄物指令、 米国包装材重金属規制		意図的添加又は 閾値 100ppm以下
4		水銀 及びその化合物 Mercury and Mercury Compounds	包装材以外	EURoHS、 中国MII法、韓国RoHS、 日本J-MOSS、米国SB-20/50	顔料、塗料、インキ、時間計等のインジケータ、水銀を接点に用いたリレー、スイッチ、センサー、プラスティックへの調剤	意図的添加又は 閾値 1000ppm以下
			包装材	EU包装･包装廃棄物指令、 米国包装材重金属規制		意図的添加又は 閾値 100ppm以下
5		ビス（トリブチルスズ） =オキシド（TBTO） Tributyl Tin Oxide（TBTO）		日本化審法、EU　REACH規制	塗料、インキ、顔料、防腐剤	意図的添加又は 閾値 1000ppm以下
6		次にあげる有機スズ化合物 三置換有機スズ化合物 トリブチルスズ類（TBT類） Tributyl Tins トリフェニルスズ類（TPT類） Triphenyl Tins ジブチルスズ化合物 （DBTL、DBTO） ジオクチルスズ化合物 （DOT）		日本化審法、 EU　REACH規制　制限物質	塗料、インキ、顔料、防腐剤	意図的添加又は 閾値 1000ppm以下
7	ハロゲン系 有機化合物	ポリ臭化ビフェニル類 （PBB類） Polybrominated Biphenyls (PBBs)		EURoHS、中国MII法、韓国RoHS、 日本J-MOSS、	プラスティックの難燃剤	意図的添加又は 閾値 1000ppm以下
8		ポリ臭化ジフェニル エーテル類（PBDE類） Polybrominated Diphenyl ethers (PBDEs)		EURoHS、中国MII法、韓国RoHS、 日本J-MOSS、	プラスティックの難燃剤	意図的添加又は 閾値 1000ppm以下
9		ポリ塩化ビフェニル類 （PCB類） Polychlorinated Biphenyls (PCBs)		EU指令76/769/EEC、米国TSCA、 日本化審法、	絶縁油、潤滑剤、プラスティック難燃剤	使用禁止
10		ポリ塩化ナフタレン （塩素数が3以上） Polychloronapthalenes (Cl=>3)		日本化審法、	パッキン、シール材、コーティング材、潤滑剤	使用禁止

No.	分　類	化学物質名／群　※1	主な法令	主な用途	日本GT基準　※3
11	ハロゲン系 有機化合物	ポリ塩化ターフェニル類 （PCTs） Polychlorinated terphenyls	EU指令76/769/EEC、米国TSCA、	接着剤、塗料、インキ	使用禁止
11		短鎖型塩化パラフィン※2 Short Chain Chlorinated Paraffins(C10-C13)	EU　REACH規制	プラスティック	意図的添加又は閾値 1000ppm以下
12		ジメチルフマレート(DMF) （フマル酸ジメチル） Dimethyl　fumarate	EU指令2009/251/EC	防腐剤、防虫剤	使用禁止
13	その他	アスベスト類 Asbestos	EU指令76/769/EEC、米国TSCA、 日本労働安全衛生法	断熱材、防音材	意図的添加
14		一部の芳香族アミンを生成する アゾ染料･顔料 Azo Colorants	EU指令76/769/EEC、 ドイツ日用品規制	染料	意図的添加
15		オゾン層破壊物質※3 Ozone Depleting Substances	モントリオール議定書 日本オゾン層保護法	溶剤、脱脂洗浄際、溶媒	使用禁止
16		放射性物質 Radioactive Substances	EU-D　96/29/Euratom 日本原子炉の規制に関する法律	溶剤、脱脂洗浄材	使用禁止
17	有機フッ素化 合物	PFOS及びその類縁化合物 Perfluorooctanesulfonic acid	EU指令76/769/EEC、 EU指令2006/122/EC	表面処理添加剤、コーティング材、潤滑剤	使用禁止
18		PFOA及びその類縁化合物 Perfluorooctanoic acid	EU指令No.842/2006		
19		日本　化審法 第一種特定化学物質該当物質 （JAMP管理対象物質リスト JP01に該当する物質）※4	日本　化審法	―	意図的添加
20		日本　労働安全衛生法 製造等禁止物質該当物質 （JAMP管理対象物質リスト JP02に該当する物質）※4	日本　労働安全衛生法	―	意図的添加
21		日本　毒劇法 特定毒物該当物質 （JAMP管理対象物質リスト JP03に該当する物質）※4	日本　毒劇法	―	意図的添加
22		ロッテルダム条約(PIC条約) 付属書Ⅲ上欄の物質 （日本貿易輸出管理令別表2 35の3に該当する物質）※5	ロッテルダム条約 日本　貿易輸出管理令	―	意図的添加
23		化学兵器禁止条約対象物質 ※6	化学兵器禁止条約	―	使用禁止
24		ダイオキシン類※7 Dioxins and dioxin-like compounds	ダイオキシン類対策特別措置法	―	意図的添加
25		過塩素酸塩 Perchlorate acid	米国カリフォルニア州DTSC規制	―	意図的添加又は閾値 1000ppm以下 （製品全体）
26		リン酸トリス(TCEP) （2ークロロエチル） 2-Chloroethyl	ECHAのRegistry of Intensions	―	意図的添加又は閾値 1000ppm以下 （製品全体）

※1　包装及び梱包材に含まれる鉛、カドミウム、水銀、六価クロムの重金属含有総合量を重量とし100ppm以下であること。
※2　モントリオール議定書対象物質とする。
　　　なお、ClassⅡ物質については禁止対象となっていないが調査対象に含める。
※3　炭素鎖長10～13の短鎖型塩素パラフィンを対象とする。
※4　JAMP　HPにて管理対象物質リストが入手可能　（http://www.jamp-info.com/list/）
※5　環境省のHPより管理対象物質リストが入手可能　（http://www.env.go.jp/chemi/pic/chart.html）
※6　経済産業省のHPより対象物質リストが入手可能
　　（http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/200kokunai/202horitu_gaiyo.htm）
※7　環境省のHPより　法令入手可能（http://www.env.go.jp/chemi/dioxin/law.html）
※　 RoHS指令禁止物質（2006年7月以降の上市禁止）は、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、PBB（臭素系添加物）、PBDE（臭素系添加物）の6物質。 PBDE類には、Deca-BDE類も含む。 尚、RoHS規制該当6物質の除外用途は適用する。
※　 ELV指令（2003年7月以降の販売車への使用禁止）は、鉛、水銀、カドミウム及び六価クロム。

別表2　使用制限物質

No.	分類	化学物質名　※1	主な法令	主な用途	日本GT基準
1	金属及び 金属化合物 ※1	アンチモン及びその化合物 Antimony and Antimony Compounds		顔料、塗料、触媒、難燃剤、安定剤、はんだ、インキ	意図的添加 または製品の 1000ppm以上は 使用量報告要
2		ヒ素及びその化合物 Arsenic and Arsenic Compounds	EU指令76/769/EEC、 日本労働安全衛生法 特定化学物質	ガラスの脱色、顔料、塗料、染料、半導体素子、難燃剤、インキ	
3		ベリリウム及びその化合物 Beryllium and Beryllium Compounds	日本労働安全衛生法 特定化学物質	セラミック原料、合金、触媒、電極、金型、接点部、合金材料	
4		ビスマス及びその化合物 Bismuth and Bismuth Compounds		鉛フリー半田、電極、鉛合金	
5		ニッケル及びその化合物　※2 Nickel and Nickel Compounds	EU指令76/769/EEC、 EU指令94/27/EC	顔料、塗料、着色剤、電池材料、メッキ、電極、表面処理	
6		セレン及びその化合物 Selenium and Selenium Compounds		半導体材料、感光体、顔料、塗料	
7	ハロゲン系有 機化合物	臭素系難燃剤　※3 Brominated Flame Retardants		プラスティックの難燃剤	
8		ポリ塩化ビニル(PVC) Vinyl Chloride Polymer (PVC)	IEEE1680 (EPEAT:電子製品環境ｱｾｽﾒﾝﾄﾂｰﾙ)	電源コード、シート、絶縁版、パイプ、ホース、絶縁テープ	
9	その他	一部のフタル酸エステル類 ※4 Phthalates		可塑剤、染料、顔料、インキ	
10		REACH規制　SVHC該当物質 ※5 (JAMP管理対象物質ﾘｽﾄ EU05に該当する物質)	EU　REACH規制		意図的添加 または製品の 1000ppm以上は 使用量報告要
11		REACH規制　CMR物質※5 (JAMP管理対象物質ﾘｽﾄ EU03に該当する物質)	EU　REACH規制		
12		REACH規制　制限物質※5 (JAMP管理対象物質ﾘｽﾄ EU04に該当する物質)	EU　REACH規制		
13		ESIS PBT Fulfilled該当物質 ※5 (JAMP管理対象物質ﾘｽﾄ OT01に該当する物質)	EU　REACH規制		
14		GADSLﾘｽﾄに掲載される物質 ※5 (JAMP管理対象物質ﾘｽﾄ IA01に該当する物質)			意図的添加は 使用量報告要
15	貴金属類	銅及びその化合物 Copper and Copper Compounds		表面処理、銅箔、印刷ペースト、合金材料、顔料、染料、メッキ	non
16		金及びその化合物 Gold　and Gold Compounds		メッキ、表面処理、半導体材料	意図的添加は 使用量報告要
17		パラジウム及びその化合物 Palladium and Palladium Compounds		表面処理、印刷ペースト、無電解メッキ	
18		銀及びその化合物 Silver and Silver Compounds		メッキ、印刷ペースト、はんだ、電気接点材料	

注1：本リストは以下の観点でJGPSSI、EIA、EICTAで協議し選定した化学物質群で、いわゆる有害物質リストではありません。

ａ：リサイクル業者に対して、end-of-lifeに経済価値を提供する、電子機器に存在する貴重な物質

ｂ：環境、健康、安全衛生の観点から影響を与える恐れのある物質

ｃ：有害廃棄物に関する法規制の要求事項の対象となる物質（廃棄時の危険有害性）

ｄ：end-of-lifeの管理の際、マイナスの影響を回避するために情報が必要と思われる物質

※1 金属にはその合金を含む。

※2 ニッケルに関しては合金（例：ステンレス）を除く。

※3 PBB類、PBDE類を除く臭素系難燃剤。ISO 1043-4コード、又はCAS №のどちらかで回答していただく。

※4 対象はEUﾘｽｸｱｾｽﾒﾝﾄを実施している次の五種の化学物質に限る。

・フタル酸ジブチル　・フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)　・フタル酸ジイソノニル　・フタル酸ジイソデシル
・フタル酸ブチルベンジル

※5 含有禁止物質に掲載される物質を除く。

別表3 オゾン層破壊物質

１９８５年 オゾン層を保護する目的で「モントリオール議定書」で全廃物質として規定されている物質。

Class Ⅰ 物質 （1996年以降全廃）

物質名	英語名	化学構造式	物質名	英語名	化学構造式
CFC-11	CFC-11	CFCl3	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	Tribromofluoroethane	C2H2FBr3
CFC-12	CFC-12	CF2Cl2	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	Dibromodifluoroethane	C2H2F2Br2
CFC-113	CFC-113	C2F3Cl3	ﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	Bromotrifluoroethane	C2H2F3Br
CFC-114	CFC-114	C2F4Cl2	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	Dibromofluoroethane	C2H3FBr2
CFC-115	CFC-115	C2F5Cl	ﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	Bromodifluoroethane	C2H3F2Br
ﾊﾛﾝ-1211	Halon 1211	CF2BrCl	ﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	Bromofluoroethane	C2H4FBr
ﾊﾛﾝ-1301	Halon 1301	CF3Br	ﾍｷｻﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Hexabromofluoropropane	C3HFBr6
ﾊﾛﾝ-2402	Halon 2402	C2F4Br2	ﾍﾟﾝﾀﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Pentabromodifluoropropane	C3HF2Br5
CFC-13	CFC-13	CF3Cl	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Tetrabromotrifluoropropane	C3HF3Br4
CFC-111	CFC-111	C2FCl5	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Tribromotetrafluoropropane	C3HF4Br3
CFC-112	CFC-112	C2F2Cl4	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Dibromopentafluoropropane	C3HF5Br2
CFC-211	CFC-211	C3FCl7	ﾌﾞﾛﾓﾍｷｻﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Bromohexafluoropropane	C3HF6Br
CFC-212	CFC-212	C3F2Cl6	ﾍﾟﾝﾀﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Pentabromofluoropropane	C3H2FBr5
CFC-213	CFC-213	C3F3Cl5	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Tetrabromodifluoropropane	C3H2F2Br4
CFC-214	CFC-214	C3F4Cl4	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Tribromotrifluoropropane	C3H2F3Br3
CFC-215	CFC-215	C3F5Cl3	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Dibromotetrafluoropropane	C3H2F4Br2
CFC-216	CFC-216	C3F6Cl2	ﾌﾞﾛﾓﾍﾟﾝﾀﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝﾝ	Bromopentafluoropropane	C3H2F5Br
CFC-217	CFC-217	C3F7Cl	ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Tetrabromofluoropropane	C3H3FBr4
四塩化炭素	Carbon tetrachloride	CCl4	ﾄﾘﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Tribromofluoropropane	C3H3F2Br3
1.1.1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	1,1,1-Trichloroethane	C2H3Cl3	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Dibromodifluoropropane	C3H3F3Br2
臭化ﾒﾁﾙ	Methyl bromide	CH3Br	ﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Bromotrifluoropropane	C3H3F4Br
ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	Dibromofluoromethane	CHFBr2	ﾄﾘﾌﾞﾛｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Tribromofluoropropane	C3H4FBr3
ﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	Bromodifluoromethane	CHF2Br	ｼﾞﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾛｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Dibromodifluoropropane	C3H4F2Br2
ﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛﾒﾀﾝ	Bromofluoromethane	CH2FBr	ﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Bromotrifluoropropane	C3H4F3B
ﾃﾄﾗﾌﾞﾛﾓﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	Tetrabromofluoroethane	C2HFBr4	ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾌﾛｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Dibromofluoropropane	C3H5FBr2
ﾄﾘﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	Tribromodifluoroethane	C2HF2Br3	ﾌﾞﾛﾓｼﾞﾌﾛｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Bromodifluoropropane	C3H5F2Br
ｼﾞﾌﾞﾛﾓﾄﾘﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	Dibromotrifluoroethane	C2HF3Br2	ﾌﾞﾛﾓﾌﾛｵﾛﾌﾟﾛﾊﾟﾝ	Bromofluoropropane	C3H6FBr
ﾌﾞﾛﾓﾃﾄﾗﾌﾙｵﾛｴﾀﾝ	Bromotetrafluoroethane	C2HF4Br	ﾌﾞﾛﾓｸﾛﾛﾒﾀﾝ	Chlorobromomethane	CH2BrCl

※ オゾン層破壊物質については商品への「製品への含有調査」に加え、お取引先様「製造工程での使用の有無の調査」を含みます。

ClassⅡ 物質 （2020年原則全廃）

物質名	英語名	化学構造式	物質名	英語名	化学構造式
HCFC-21	HCFC-21	$CHFCl_2$	HCFC－224	HCFC－224	$C_2HF_4Cl_3$
HCFC－22	HCFC－22	CHF_2Cl	HCFC－225	HCFC－225	$C_3HF_5Cl_2$
HCFC－31	HCFC－31	CH_2FCl	HCFC－225ca※1	HCFC－225ca	$CF_3CF_2CHCl_2$
HCFC－121	HCFC－121	C_2HFCl_4	HCFC－225cb※1	HCFC－225cb	CF_2ClCF_2CHClF
HCFC－122	HCFC－122	$C_2HF_2Cl_3$	HCFC－226	HCFC－226	C_3HF_6Cl
HCFC－123	HCFC－123	$C_2HF_3Cl_2$	HCFC－231	HCFC－231	$C_3H_2FCl_5$
HCFC－123※1	HCFC－123	$CHCl_2CF_3$	HCFC－232	HCFC－232	$C_3H_2F_2Cl_4$
HCFC－124	HCFC－124	C_2HF_4Cl	HCFC－233	HCFC－233	$C_3H_2F_3Cl_3$
HCFC－124※1	HCFC－124	$CHFClCF_3$	HCFC－234	HCFC－234	$C_3H_2F_4Cl_2$
HCFC－131	HCFC－131	$C_2H_2FCl_3$	HCFC－235	HCFC－235	$C_3H_2F_5Cl$
HCFC－132	HCFC－132	$C_2H_2F_2Cl_2$	HCFC－241	HCFC－241	$C_3H_3FCl_4$
HCFC－133	HCFC－133	$C_2H_2F_3Cl$	HCFC－242	HCFC－242	$C_3H_3F_2Cl_3$
HCFC－141	HCFC－141	$C_2H_3FCl_2$	HCFC－243	HCFC－243	$C_3H_3F_3Cl_2$
HCFC－141b※1	HCFC－141b	CH_3CFCl_2	HCFC－244	HCFC－244	$C_3H_3F_4Cl$
HCFC－142	HCFC－142	$C_2H_3F_2Cl$	HCFC－251	HCFC－251	$C_3H_4FCl_3$
HCFC－142b※1	HCFC－142b	CH_3CF_2Cl	HCFC－252	HCFC－252	$C_3H_4F_2Cl_2$
HCFC－151	HCFC－151	C_2H_4FCl	HCFC－253	HCFC－253	$C_3H_4F_3Cl$
HCFC－221	HCFC－221	C_3HFCl_6	HCFC－261	HCFC－261	$C_3H_5FCl_2$
HCFC－222	HCFC－222	$C_3HF_2Cl_5$	HCFC－262	HCFC－262	$C_3H_5F_2Cl$
HCFC－223	HCFC－223	$C_3HF_3Cl_4$	HCFC－271	HCFC－271	C_3H_6FCl

※1： 商業上使われる可能性の最も高い物質を示したものである。

※ClassⅡ物質（HCFC）については、弊社向けでの洗浄用途での工程での使用は禁止。（冷媒、発泡剤用途は除外）

※ClassⅡ物質（HCFC）については、弊社に納入する場合は、様式3「特定化学物質の使用情報開示［C]に記入してください。お取引先でのClassⅡ物質（HCFC）の使用は含みません。

[様式1]

取引先環境保全活動基準[A]

回答日：　　　年　　月　　日

貴社名	
部署名	
記載内容責任者 （役職名）	印
連絡先	TEL ： e-mail：
対象商品	＊対象商品により、取引先環境管理体制が異なる場合は、複数提出する

取引先環境保全活動基準[A]評価項目

No	評価項目	評価		弊社必須
		点数	採点	
1	ISO14001の認証を取得している	17		
2	ISO14001を1年以内に取得する計画がある	15		
3	自主的な環境管理の取り組み （1又は2で〇の場合、3．1－3．8）は記入不要			
3．1	環境方針が最高責任者により作成されている	1		
3．2	環境関連法規を把握し順守する仕組みがある	2		
3．3	環境影響評価が実施されている	1		
3．3	環境目的・目標が定められ改善計画がある	2		
3．4	環境目的・目標を定期的に評価している	2		
3．5	公害防止（大気・水質・騒音・振動）の管理がされている	2		
3．6	緊急時に対応する仕組みがある	1		〇
3．7	必要な環境教育がされている	1		〇
3．8	環境保全への取り組みについて内部監査を行っている	1		
3．9	過去3年間関係監督官庁から勧告、罰則を受けていない	2		〇
4	省エネルギー活動を行っている	1		
5	3R（リデュース、リユース、リサイクル）活動を行っている	1		
6	調達品の有害物管理を行っている	1		〇
7	日本GTが要求した環境情報の開示が出来る	1		〇
8	弊社グリーン調達基準を理解し、調達基準に協力できる	9		〇
合計				15以上

※　各項目に該当している場合、評価採点欄に各項の点数を記入願います。

日本GT㈱判定欄

評価日：　　　年　　月　　日

依頼部署		判　定
責任者	印	合格　・　不合格

[様式2]

製品アセスメント[B]

回答日:　　　年　　月　　日

貴社名	
部署名	
記載内容責任者 (役職名)	印
連絡先	TEL ： e-mail：
対象商品	 ＊対象商品により、取引先環境管理体制が異なる場は、複数提出する

製品アセスメント[B]評価項目

No	評価項目	チェック結果 (該当に○)	弊社必須
1	RoHS規制(該当6物質)に適応している商品であること。 非含有保証書もしくは分析データの提出		○
2	別表－1有害禁止物質、別表-3　オゾン層破壊物質を商品に含んでない。 (有害物質を含んでいる場合は[様式3]有害物質含有情報開示[C]を記入してください)		○
3	別表－2使用制限物質を商品に含んでおらず、報告要に該当しない。 (使用制限物質を含んでおり、報告要の場合は[様式3]有害物質含有情報開示[C]を記入してください)		
4	環境に関する配慮設計に関して		
4．1	製品の長寿命化を図っている		
4．2	小型化減量化行っている		
4．3	消費電力低減化が図られている		
4．4	リサイクルしやすい設計になっている		
4．5	包装材の減量化が図られている		
4．6	4.(1)②商品基準を満たす情報の提供が行われている		○

確認

確認日:　　　年　　月　　日

依頼部署	
責任者	印

[様式3]

有害物質含有情報開示[C]

回答日:　　　年　　月　　日

貴社名	
部署名	
記載内容責任者 （役職名）	印
連絡先	TEL ： e-mail：
対象商品	＊対象商品により、取引先環境管理体制が異なる場は、複数提出する

当社に納入いただく商品について、別表－1有害禁止物質、別表-3　オゾン層破壊物質、を商品に含有している場合、**又　別表－2使用制限物質を商品に含んでおり、報告要の場合内容を記入してください**。

商品名称	含有物質名	使用目的／使用部位	使用量／含有濃度

使用量／含有濃度の根拠になる分析データもしくはMSDSも添付願います。
表欄が足りない場合は、別紙を添付願います。

確認

確認日:　　　年　　月　　日

依頼部署	
責任者	印

年　　月　　日

日本ＧＴ㈱　宛

ＲｏＨＳ指令に関する

非 含 有 保 証 書

会社名（メーカ名）

責任者名（役職名）　　　　社印

（　　　　　）

当社は、貴社に納入する下記の製品・部品・ユニット等（付属品、包装材など当社調達品を含む）について、ＲｏＨＳ指令に関する、下記６つの規制有害物質の非含有を保証致します。

ー　記　ー

１．該当部品（製品・ユニット）名と弊社部品番号

該当部品名　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

弊社部品番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（該当品が複数あるときは、別紙リストで添付下さい）

２．対象となる規制有害物質

①鉛　②水銀　③カドミウム　④六価クロム　⑤ＰＢＢ　⑥ＰＢＤＥ

３．今後の対応

・ＲｏＨＳ指令の変更（基準値・除外事項等の変更）によって、当社が貴社へ納入する製品・部品・ユニット等について、規制有害６物質が含有となる場合には、変更後１ヶ月以内に日本ＧＴ購買担当部門へご連絡致します。

・新規開発品について、上記規制有害６物質を使用する可能性がある場合には、貴社に書面にてご連絡致します。

本回答における当社担当窓口：　仕入先名
部署名
氏　名
TEL
e-mail

以上

弊社整理番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日本ＧＴ株式会社　殿

発行日：　　　年　　月　　日

□：変更申請書

（申請元）
住所：
社名：

※太枠内をご記入ください

適用範囲	品名：	仕様書番号：	申請元責任者：
	図面番号：	回答希望日：	部署 電話番号：

変更依頼内容

□：設　備・治　具　　□：材　料　　□：梱包方法

□：金　型　　□：工　程　　□：その他（　　　　　）

※内容は出来るだけ詳細に明記ください。余白部分に記入出来ない場合は、別紙添付も可。

変更後	変更前

変更申請理由	
提出資料	
実施希望時期	

内容検討　意見の有無について下記［　］内のいずれかに○を記入し、確認又は承認欄に押印

回覧先：購買［　有　・　無　］→品証［　有　・　無　］→技術［　有　・　無　］

意見：

承認の可否	条件の有無	条件記入欄（有の場合）
可　・　否	有　・　無	

技術承　認	品証確　認	生管確　認	通知書フロー：技術→コピー配布先へ　原本は技術部保管。											
			配布先	営業	品証	加工	製造	生管	購買	技術	IE	取引先			整理 No.
					1			1	1	原		1			

QY-730-J-006-R1

【改定履歴】

2006年4月：第5版として制定
2009年6月：第6版として改正
2011年4月：第7版として改正
【改定箇所】

改正日	No.	主な改正内容	Page・項
第6版 2009.6.1	1	２．日本ＧＴの環境方針　一部変更	P3　2項
	2	４　②提出書類　有害物質含有開示[C]に使用量／含有濃度の根拠データ提示を要求	P4　４②項
	3	（３）⑤REACH規制による高懸念物質(SVHC)(別表5)追加 用語の定義に高懸念物質(SVHC)　追記 別表５追加	P5（３）⑤ P6　5項 P10-11別表5
	4	７．別表１　含有禁止物質　12、17-19追加	P7　12、17-19
	5	有害物質情報開示[C]に使用量／含有濃度の根拠データ添付を要求	P14
第7版 2011.4.1	1	２．日本ＧＴの環境方針　注記追記（Ｈ．Ｐ．への記載案内）	P3　2項
	2	４．お取引先様に求めるグリーン調達の要件（１） ①　合格点13点→15点 ②　製造上の含有可能性物質の調査要求 JAMP AIS、MSDSplus様式の採用、MSDSの必須を要求	P4　４(1)項 ①及び②
	3	４．お取引先様に求めるグリーン調達の要件（２）評価手順 ②　E-mail追加 ④　再調査要件追記	P4　4(2)項② P5　4(2)項④
	4	（３）グリーン調達に係る化学物質 JAMP管理対象物質追記	P5　(3)項②
	5	７．別表１　含有禁止物質、別表２　使用制限物質 物質リストの更新	P7-P11
	6	調査回答様式変更 [様式１]取引先環境保全活動基準[Ａ] [様式２]製品アセスメント[Ｂ] [様式３]有害物質含有情報開示[Ｃ]	P13-P15
	7	[別表４]含有禁止物質例示リスト	別紙添付